

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正等について

平成27年7月
交通管制部管制課

1. 背景

航空保安業務処理規程(昭和42年空総第130号)第5管制業務処理規程(以下「管制業務処理規程」という。)は、航空交通管理管制官又は航空管制官(以下「管制官等」という。)が航空法(昭和27年法律第231号)第96条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するにあたって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

航空管制官とパイロットの間における管制承認授受に係る作業負荷軽減、通信混雑の緩和及びヒューマンエラー防止を主な目的として導入したデータリンクによる管制承認については、平成24年度から東京国際空港及び成田国際空港において段階的に試行運用及び評価を実施してきたところだが、今般、全てのフェーズにおける運用方式の妥当性等に関する評価を実施し支障がないことが確認され、本運用を開始することから、管制業務処理規程に関して所要の改正を行うこととする。

2. 概要

管制業務処理規程を以下のとおり改正する。

管制業務処理規程Ⅲ(V)に「3 データリンクによる管制承認」を制定する。

3. 今後のスケジュール(予定)

施行:平成27年8月20日